

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置の 検討の進め方について

### R5 年度

○R6 年 3 月 21 日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」設置・検討開始

- ・ < 保全 > 及び < 流通 > の合同開催
- ・ 種の保存法に関する施行状況評価及び講ずべき措置の検討スケジュールの報告 等

### 【論点別の事前調査】

- ・ 淡水魚類に係る国内希少野生動植物種の指定のあり方についての検討会（R3～R5年）
- ・ 希少野生動植物種専門家科学委員会等における保護増殖事業の完了に係る検討（R5年12月～）
- ・ 個体等登録における個体識別措置に係る有識者ヒアリング（R5年12月～R6年3月）
- ・ オンライン取引監視に係るECサイト事業者等との意見交換会（3回）及び有識者会合（R6年2～3月）

### R6～7 年度

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価会議」の開催・取りまとめ

- ・ < 保全 > を 2 回、< 流通 > を 2 回、合同を 1 回開催（予定）

➤ 施行状況評価をもとにした改善すべき課題整理



●「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会」（仮称）設置・検討開始

- 講ずべき措置について報告書
- 制度改正等が必要な場合には小委の要否検討

※R6年度～第5次環境省レッドリストについて、分類群ごとに順次公表予定

※R7年度内にワシントン条約第20回締約国会議が開催予定



### R7 年度以降 中環審（野生生物小委員会）

- 検討会での検討結果を報告
- 制度改正等を伴う場合には必要に応じて諮問